

「学習評価の基準・修了／卒業の認定」について

学則細則

（学習評価の実施）

第15条 試験による学習評価は、次により行なう。

- (1) 平常試験は、平常の履習効果を評価するため、随時実施する。
 - (2) 期末試験は、各科目の学期の終了を評価するため実施する。
 - (3) 卒業試験は、修業期間を通じての総括評価として、最終年次、最終学期、期末試験を以って、これにあてることができる。
- 2 次の各号の1つに該当する場合は、期末及び卒業の試験を受けることができない。
- (1) 授業料等の学費滞納中の者。
 - (2) 実習記録及び指定された提出物など未提出の者。
 - (3) 期間中の各教育科目の出席が学校で定める出席率未満の者。

（学習評価の基準）

第16条 学習評価の時期は、各学期末及び全科目修了を認定する時とする。

- 2 各学期末の学習評価は、平常試験、報告書及び期末試験を総合して評価する。
- 3 学習評価は、「5・4・3・2・1」の5段階で表わす。
 - (1) 5：特に成績優秀なもの
 - (2) 4：成績良のもの
 - (3) 3：成績普通のもの
 - (4) 2：成績やや劣るもの
 - (5) 1：成績特に劣り、不合格のもの

4 評価は、次の基準による。

●試験点数の評価

- (1) 5：90～100点
- (2) 4：75～89点
- (3) 3：60～74点
- (4) 60点未満の場合は再試験を行う。尚、再試験後の評価は試験規程による。

●報告書の評価

- (1) 5：非常に優れている
- (2) 4：優れている
- (3) 3：普通
- (4) 2：やや劣る
- (5) 1：劣る（再提出の必要がある）

5 期末及び卒業試験の合格点は、各科目毎に100点満点による60点以上とする。

6 追試験又は再試験等の得点は、試験結果の90%を得点とみなす。

但し、追試験に至った理由が止むを得ないものであると認めた場合は、この限りではない。

（修了の認定）

第20条 各科目の修了は、その科目の出席の状況及び試験の成績を勘案して認定する。

- 2 「教育科目履修等認定委員会」において修了したものと認定することができる
本校以外での学修は「専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成11年文部科学省令第47号）」で定める範囲とする。
- 3 「教育科目履修等認定委員会」の運営の詳細は別に定める。
- 4 一級自動車整備研究科2学年の全科目について課程の修了を認定した者には、別途定める修了証を交付する。
- 5 自動車整備留学生科1学年の全科目について課程の修了を認定した者には、別途定める修了証を交付する。

（卒業の認定）

第22条 卒業認定会議の結果、卒業に必要な全科目が一定の基準に達し、出席率良好、性行良好と認められるものには、校長が卒業を認定する。

- 2 自動車研究開発科に編入学した者については、3年次の課程修了までに2級ガソリン及び2級ディーゼル自動車整備士の資格を取得できない場合は卒業を認定しない。
- 3 卒業証書の様式は別に定める。

<成績評価基準>

① 各科目の学習評価基準

- (1) 5 : 特に成績優秀な者
- (2) 4 : 成績良の者
- (3) 3 : 成績普通の者
- (4) 2 : 成績やや劣る者
- (5) 1 : 成績特に劣り、不合格の者

② 総合評価平均

半期毎（前期・後期）に実施の各科目の学習評価点の合計を履修科目数で除した平均を「総合評価平均」とする。

③ 総合評価平均順位

「総合評価平均」の平均値が高い順に並べたものを「総合評価平均順位」とする。